

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	令和4年1月22日 14時05分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市長島南方沖 大多府島灯台から真方位256° 1.9海里付近 （概位 北緯34°40.4′ 東経134°15.4′）
事故の概要	漁船広栄丸は、かき筏の錨の揚錨作業中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 広栄丸、2.65トン
船舶番号、船舶所有者等	OY3-17824（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 かき筏 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、かき筏を移動する目的で、船長が、筏を固定する錨を船首甲板上に揚げた後、前進して同錨を筏上に揚げようとし、かき筏上から作業員（以下「作業員A」という。）に、前進に伴ってたるむかき筏の錨索（以下「本件錨索」という。）を引き揚げさせながら前進した。</p> <p>本船は、約4km/hで西進中、船長が、かき筏の至近で停止しようと機関を後進にかけたところ、たるんだ本件錨索がプロペラに絡み後進できなくなり、前進情力でかき筏に衝突した。</p> <p>船長は、かき養殖業を30年以上行っており、これまでは作業員Aが、本件錨索を適切に引き揚げており、本事故時も適切に本件錨索が引き揚げられて、本件錨索のたるみはないものと思っていた。</p> <p>船長及び作業員Aは、肩掛けの膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、前進してかき筏の揚錨作業中、機関を後進にかけたところ、たるんだ本件錨索がプロペラに絡んだことから、後進できず、前進情力でかき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、作業員Aが、本件錨索を本船の前進に合わせて、たるまないように適切に筏上に引き揚げているものと思い、かき筏至近で機関を後進にかけたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、前進してかき筏の揚錨作業中、機関を後進にかけたところ、たるんだ本件錨索がプロペラに絡んだため、後進でき

	ず、前進惰力でかき筏に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、たるんだ本件錨索がプロペラに巻き付くことがあるので、適切に本件錨索が引き揚げられるよう、作業員を指導すること。</li></ul>